

2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況

(2) 豚及びいのししの場合

I 家畜防疫に関する基本事項		
1 家畜の所有者の責務		
1①	●関係法令を遵守している。	○・×
1②	●農場の所在地で飼養されている家畜の所有者その他の畜産関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行っている。	○・×
1③	●(所有者以外に飼養衛生管理者がある場合)飼養衛生管理者と常時連絡可能な体制を確保し、本基準に規定される取組について当該飼養衛生管理者に実施させている。	○・×・該当なし
2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践		
2①	●家畜保健衛生所等から提供される情報を必ず確認している。	○・×
2②	●家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握している。	○・×
2③	●家畜防疫に関する最新情報を踏まえ、防疫体制を含めて、自らの農場の飼養衛生管理の状況を定期的に点検し改善を図っている。	○・×
2④	●農場の最新の防疫体制を確認できるよう、衛生管理区域及び消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の平面図を作成し、備えている。 (要 資料添付)	○・×
2⑤	●家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従っている。	○・×
3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底(令和3年4月施行)		
3①	●必要事項を規定した飼養衛生管理マニュアルを獣医師等の専門家の意見を反映させて、作成している。	○・×
3②	●従事者及び外部事業者が飼養衛生管理マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講じている。	○・×
3③	●家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者に周知徹底している。	○・×
4 記録の作成及び保管		
以下に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。		
4①	●衛生管理区域に立ち入った者(※1)の氏名及び住所又は所属、衛生管理区域への立入りの年月日、その目的(※2)及び消毒の実施の有無(車両を入れる者にあつては、当該車両の消毒の有無を含む) 不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設(観光牧場等)において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒等、病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は記録は不要である。※1当該農場の従事者を除く。 ※2所属等からその目的が明らかな場合	○・×
4②	●消毒の実施の記録については、衛生管理区域の出入口等に台帳を設置し、確実に記録させている。	○・×
4③	●(衛生管理区域に立ち入った者が過去一週間以内に海外から入国、又は帰国した場合)過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域の名称及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立入りの有無	○・×・該当なし
4④	●(従事者が海外に渡航した場合)滞在期間及び国又は地域の名称	○・×・該当なし
4⑤	●導入した家畜の種類、頭数、健康状態、導入元の農場等の名称及び導入の年月日	○・×・該当なし
4⑥	●出荷又は移動を行った家畜の種類、頭数、健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称及び出荷又は移動の年月日	○・×・該当なし
4⑦	●飼養する家畜の頭数、月齢、異状の有無、異状がある場合にあつては、その症状並びに獣医師による診療結果及び投薬その他の処置の状況	○・×
4⑧	●家畜保健衛生所、担当獣医師等からの農場指導の内容及び指導年月日	○・×
5 通報ルール作成等(大規模所有者のみ)		
5	飼養する家畜が特定症状を呈していることを従業員が発見したとき、当該家畜の所有者及び飼養衛生管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底している。(要 資料添付)	○・×
6 獣医師等の健康管理指導		
6	●家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から飼養する家畜の健康管理について指導を受けている。	○・×

7 家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備		
7	<p>●野生動物が豚熱等の家畜伝染病に感染したことが確認されているなど、家畜伝染病の発生リスクが高まっているものとして農林水産大臣が指定する地域において追加措置を講ずることとなる以下の取組について、その内容を習熟している。</p> <p>14 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置</p> <p>22 安全な資材の利用</p> <p>26 畜舎ごと専用の衣服及び靴の設置及び使用</p> <p>28 畜舎外での病原体による汚染防止</p> <p>29 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕並びに大臣指定地域における放牧場の取組</p>	○・×
8 衛生管理区域の設定		
8①	●農場に病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の場所が明確に分かるようにして	○・×
8②	●衛生管理区域は、畜舎、家畜に直接接触する物品の保管場所並びに家畜に直接触れた者が消毒並びに衣服及び靴の交換を行わずに行動する範囲の全てを網羅している。 ※畜舎の他に、飼料給与、清掃、家畜の出荷及び死亡家畜の管理等の一連の作業に関連する農場内の敷地の全てを衛生管理区域とすること。	○・×
8③	●出入口の数を必要最小限とし、家畜、資材、死体等の持込み又は持出し場所を可能な限り衛生管理区域の境界に位置するよう設定している。	○・×
9 放牧制限の準備(令和3年4月施行)		
9	●放牧の停止又は制限があった場合に備え、家畜を収容できる避難用の設備の確保又は出荷若しくは移動のための準備措置を講じている。	○・×・該当なし
10 埋却等の準備		
10	●死体の処理に必要な埋却地の確保をしている、又は焼却若しくは化製のための準備措置を講じている。(要 資料添付)	○・×
11 愛玩動物の飼育禁止		
11	衛生管理区域に愛玩動物を持込んでいない。また、衛生管理区域内で愛玩動物を飼育していない。 ※観光牧場等において、飼育場所を限定している場合は除く。	○・×
12 密飼いの防止		
12	●家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養していない。 (要 資料添付)	○・×
II 衛生管理区域への病原体の侵入防止		
13 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限		
13	●必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。さらに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするよう必要な措置を講じている。 ※不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設(観光牧場等)において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒等、病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、	○・×
14 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置		
14	●当日に他の畜産関係施設等及び大臣指定地域に立ち入った者(※)並びに過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。 ※農場の従事者、家畜防疫員、獣医師、家畜人工授精師、飼料運搬業者等は除く。	○・×
15 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等		
15	●衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせている。 ※立ち入る者が消毒機器を携行し、消毒している場合を除く。	○・×
16 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用		
16①	●衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、立ち入る者に対し、これらを着実に着用させている。 ※立ち入る者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、当該衣服及び靴を着用する場合を除く。	○・×
16②	●更衣による衛生管理区域への病原体の侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管している。さらに、更衣前後において利用する経路が交差しないよう一方通行とするなど必要な措置を講じている。	○・×
16③	●衣服及び靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行っている。	○・×
17 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		
17①	●衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両の消毒をさせている。 ※立ち入る者が消毒機器を携行し、当該機器を使用して消毒している場合を除く。	○・×

17②	●衛生管理区域に車両を入れる者に対し、当該農場専用のフロアマットの使用その他の方法により、車内における交差汚染を防止するための措置を講じている。	○・×
18 他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置		
18	●他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品は、原則、衛生管理区域内に持ち込んでいない。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じている。	○・×・該当なし
19 海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置		
19	●過去四月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込んでいない。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じている。	○・×・該当なし
20 飲用水の給与		
20	飼養する家畜には飲用に適した水を給与することとし、適さない水を給与する場合には、消毒して給与している。	○・×・該当なし
21 処理済みの飼料の利用(令和3年4月施行)		
21①	●肉を扱う事業所等から排出された食品循環資源を原材料とする飼料を給与する場合には、適正に処理が行われたものを用いている。	○・×・該当なし
21②	●加熱後の飼料を含む全ての飼料が加熱前の原材料等により交差汚染しないような措置を講じている。	○・×・該当なし
21③	●加熱処理の行われていない飼料は衛生管理区域内に持ち込んでいない。	○・×・該当なし
22 安全な資材の利用(令和3年4月施行)		
22	大臣指定地域において収穫された農産物等を自ら飼料、敷料等に利用する場合は、家畜保健衛生所に助言を求め、指導に従っている。	○・×・該当なし
23 衛生管理区域への野生動物の侵入防止(令和2年11月施行)		
23①	●衛生管理区域に野生動物が侵入しないよう防護柵(※)の設置その他必要な措置を講じている。 ※野生動物等のくぐり抜けを防止できるものに限る。放牧場等の屋外飼養施設では二重柵等の設置が必要。	○・×・該当なし
23②	●定期的に当該設備の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕している。	○・×・該当なし
23③	●ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくすよう、防護柵周囲の除草その他の必要な措置を講じている。	○・×・該当なし
24 家畜を導入する際の健康観察等		
24①	●他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元の農場等における家畜の伝染性疾病の発生状況、導入する家畜の健康状態の確認等を行い、健康な家畜を導入している。	○・×・該当なし
24②	●導入した家畜に家畜の伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにしている。	○・×・該当なし
III 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止		
25 畜舎に立ち入る者の手指消毒等		
25	●畜舎の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、畜舎に出入りする際に手指の洗浄及び消毒をさせている。	○・×
26 畜舎ごと専用の衣服及び靴の設置並びに使用		
26①	●畜舎ごとの専用の衣服(大臣指定地域に限る。)及び靴を設置し、畜舎に入る者に対し、これらを着実に着用させている。	○・×
26②	●更衣を行う際に病原体が畜舎に侵入することがないように、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管している。さらに、更衣前後において利用する経路が交差しないよう一方通行とするなど必要な措置を講じている。	○・×
26③	●畜舎から家畜、堆肥等を搬出する際には、作業者の動線が畜舎の内外で交差しないよう、畜舎の内外で作業する者を分けている又は専用の靴の履替えその他の必要な措置を	○・×
26④	●衣服又は靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行っている。	○・×
27 器具の定期的な清掃又は消毒等		
27①	●飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。	○・×
27②	●注射針、人工授精用器具その他体液が付着する物品を使用する際は、注射針にあっては少なくとも畜房ごとに、人工授精用器具その他の物品にあっては一頭ごとに交換又は消毒をしている。	○・×・該当なし
28 畜舎外での病原体による汚染防止		
28①	●家畜の飼養管理に必要なない物品を畜舎に持ち込んでいない。	○・×
28②	●(大臣指定地域の場合)家畜を畜舎間で移動する際、屋根、壁等により野生動物などによる病原体の侵入を防止できる畜舎間通路、洗浄及び消毒済みケージ、リフト等を使用し	○・×・該当なし

28③	●(大臣指定地域の場合)畜舎に重機、一輪車等を持ち込む場合には、畜舎の出入口付近において洗浄及び消毒をしている。	○・×・該当なし
29 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕並びに大臣指定地域における放牧場についての取組(令和2年11月施行)		
29①	●野鳥等の野生動物の畜舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等への侵入を防止することができる防鳥ネットその他の設備を設置している。	○・×
29②	●定期的に設備の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕している	○・×
29③	●(大臣指定地域の場合)放牧場について給餌場所における防鳥ネットの設置及び家畜を収容できる避難用の設備を確保している。	○・×・該当なし
30 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止		
30	●畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講じている。	○・×
31 ねずみ及び害虫の駆除		
31①	●ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うために殺そ剤及び殺虫剤の散布、粘着シートの設置その他の必要な措置を講じている。	○・×
31②	●畜舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕している。	○・×
32 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒		
32①	●衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくしている。	○・×
32②	●病原体が残存しないよう不要な資材等の処分、除草等を行うとともに、資材、機材等を整理整頓し、敷地を定期的に消毒している。	○・×
33 畜舎等施設の清掃及び消毒		
33	●畜舎その他の衛生管理区域内にある施設を飼養衛生管理マニュアルに基づき定期的に清掃及び消毒している。	○・×
34 毎日の健康観察		
34	●毎日、飼養する家畜の健康観察(出生及び死亡の状況並びに異状の有無を含む。)を行っている。	○・×
IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止		
35 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等		
35	●衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し手指の洗浄及び消毒をさせている。 ※退出する者が消毒機器を携帯し、消毒している場合を除く。	○・×
36 衛生管理区域から退出する車両の消毒		
36	●衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、車両を出す者に対し車両の消毒をさせている。 ※退出する者が消毒機器を携帯し、当該機器を使用し消毒している場合を除く。	○・×
37 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等		
37	●家畜の排せつ物等の付着した又は付着したおそれのある物品を衛生管理区域から持ち出す場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じている。	○・×
38 家畜の出荷又は移動時の健康観察		
38①	●家畜を出荷等により農場外へ移動させる場合には、移動の直前に当該家畜の健康状態を確認している。	○・×
38②	●家畜の死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにしている。	○・×
39 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止		
39①	●特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報することとしている。	○・×
39②	●農場からの家畜及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び移動を行わないこととしている。	○・×
39③	●衛生管理区域内にある物品を衛生管理区域外に持ち出さないこととしている。	○・×
40 特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止		
40①	●特定症状以外の異状であって、家畜の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家畜の増加が確認された場合には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けている。	○・×
40②	●(獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導があった場合)当該家畜が監視伝染病にかかっていないことが確認されるまでの間、農場からの家畜の出荷及び移動を行わないこととしている。	○・×

40③	●(当該家畜が監視伝染病にかかっていることが確認された場合)家畜保健衛生所の指導に従うこととしている。	○・×
40④	●(飼養する家畜にその他の特定症状以外の異状が確認された場合)速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めている。	○・×
<p>※ 特定症状</p> <p>1. 豚熱及びアフリカ豚熱を疑う症状</p> <p>①耳翼、下腹部、四肢等に紫斑があること。</p> <p>②同一の畜房内において、以下のいずれかの症状を示す豚等が一定期間(概ね一週間程度)に増加していること。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等、豚熱及びアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合はこの限りではない。</p> <p>(1) 摂氏40度以上の発熱、元気消失、食欲減退</p> <p>(2) 便秘、下痢</p> <p>(3) 結膜炎</p> <p>(4) 歩行困難、後躯麻痺、けいれん</p> <p>(5) 削瘦、被毛粗剛、発育不良(いわゆる「ひね豚」)</p> <p>(6) 流死産等の異常産の発生</p> <p>(7) 血液凝固不全に起因した皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血、血便</p> <p>③同一の畜舎内において、一定期間(概ね一週間程度)に複数の繁殖又は肥育に供する豚等が突然死亡すること。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等豚熱及びアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。</p> <p>④血液検査を実施した場合において、同一の畜房内(一の畜房につき一の家畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内)において、複数の家畜に白血球数の減少(1万個未満/μl)又は好中球の核の左方移動が確認されること。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等、豚熱及びアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合はこの限りではない。</p> <p>2. 口蹄疫を疑う症状</p> <p>①39.0℃以上の発熱及び泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止があり、かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房(以下「口腔内等」という。)に水疱、びらん、潰瘍又は癬痕(外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。)があること(鹿にあつては、39.0℃以上の発熱があり、かつ、その口腔内等に水疱等があること)。</p> <p>②同一の畜房内(1つの畜房につき1頭の家畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内)において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。</p> <p>③同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜(1つの畜房につき1頭の哺乳畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内)において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜が当日及びその前日の2日間において死亡すること。</p> <p>ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風、水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。</p>		